



今月の特集：JPKI 暗証番号リセットアプリをご存じですか？

【巻頭メッセージ】

今年も確定申告の時期がやってきました。

個人事業者の令和7年分所得税及び消費税の確定申告、令和7年中に贈与を受けた方の贈与税申告など、該当される方にとっては何かと気忙しい季節ではないでしょうか。

所得税及び贈与税の申告・納付期限は3月16日(月)、消費税は3月31日(火)です。

(※本年は3月15日が日曜日のため翌日となります。)

事前予約制が定着したとはいえ、税務署等の申告会場は依然として混雑しています。特段複雑な内容でなければ、e-Taxの利用は非常に便利です。

くれぐれも期限後申告とならないよう、早めのご対応をお願いいたします。

【税理士として初めて迎える確定申告期】

多くの税理士にとって確定申告期は一年で最も忙しい繁忙期ですが、個人の申告受任のない私にとっては、税理士業務としては比較

的落ち着いた日常と言えます。もっとも、電話相談センター従事を除けば、の話ですが。

【電話相談センター】

東京税理士会をはじめ各税理士会(支部)では、税務支援事業の一環として無料相談会場を設けるほか、国税局から委託を受けて確定申告電話相談センターに会員税理士を派遣しています。

私は本年、6日間従事する予定です。

電話相談センターには、医療費控除や住宅ローン控除といった典型的なご相談のほか、事業所得・不動産所得・譲渡所得を含む確定申告、さらには消費税申告に関する相談など、実に幅広い内容が寄せられます。

制度が難解であること以上に、「何が分からないのか分からない」という状態の方も少なくありません。条文や通達に忠実であることは当然としても、専門用語を平易な言葉に置き換え、生活実態に即して説明することが求められます。電話越しでは表情が見えない分、言葉一つで理解度が大きく変わることを痛感します。

そんな状況ですので、1日従事するとグッタリしてしまうのは私だけではないと思います。

さて、実際に従事してみると、「スマホを通してフードデリバリーなどの仕事を行ったけど確定申告はどうすればいいのか？源泉徴収票などももらっていない。」といった相談に複数回遭遇しましたが、これは今の時代を表しているのかなあ、などと感じます。

また、マイナンバーカードを取得していない、マイナンバー通知カードも何処へ行ったか分からない、という方も結構います。

それから、「e-Tax を利用して申告したいのだけれど、マイナンバーカードのパスワード（暗証番号）を忘れてしまった。パスワードが無くても e-Tax で申告できないのか。」といったご相談も何件ありました。

そうしたご相談を受けた際にご案内しているのが、『JPKI 暗証番号リセットアプリ』です。

【JPKI 暗証番号リセットアプリ】

e-Tax は勿論ですが、マイナ保険証としての利用や住民票の交付の際など、マイナンバーカードは、日常生活にだいぶ浸透してきたのではないのでしょうか。そんなマイナンバーカードですが、利用に際して遭遇する大きな壁が暗証番号忘れです。



暗証番号には、利用者証明用電子証明書（数字 4 桁）と署名用電子証明書（英数字 6～16 桁）の 2 つがありますが、特に利用する場面の少ない署名用電子証明書用の暗証番号は忘れがちです。

複数回誤った入力をするとうロックがかかってしまうため、従来は市区町村窓口での手続きが必要でした。しかし、現在は、『JPKI 暗証番号リセットアプリ』を使うことで、簡単に暗証番号の再設定をすることができるのです。

【手順の概要】

JPKI 暗証番号リセットアプリは、利用者証明用電子証明書（数字 4 桁）又は署名用電子証明書（英数字 6～16 桁）のどちらかのみが分からなくなった際に対応するものです。

手順は大きく分けて二つ、Step 1 としてスマートフォンでの事前予約（アプリ利用）、Step 2 としてコンビニ等に置かれているキオスク端末（一般的には、住民票の交付などの行政サービスが受けら

れるマルチコピー機）でパスワードの初期化・再設定、と非常に簡単です。具体的には、次のとおりです。

（STEP 1）

- ① スマートフォンに JPKI 暗証番号リセットアプリをダウンロード
- ② アプリを使ってマイナンバーカードを読み取り、パスワード（分かっている方の暗証番号）を入力して本人確認

（STEP 2）

- ① 24 時間以内にキオスク端末が置かれているコンビニエンスストア等に行く
- ② キオスク端末で、「行政サービスメニュー」→「マイナンバーカードのパスワード再設定」を選択。その後、ガイダンスに従って操作
- ③ マイナンバーカードをセットし、パスワード（分かっている方の暗証番号）を入力し、本人確認
- ④ 再設定を希望するパスワードについて、新たに設定を希望するパスワードを入力

【利用条件・留意点】

- ・マイナンバーカードが有効であること
- ・NFC※対応スマートフォンがあること
 - ※ お店でスマホをピッとかがざして支払えるタイプのスマホ。その“ピッ”ができる機能のことを NFC と言います。
- ・電子証明書自体が失効していないこと
- ・対応コンビニのキオスク端末を利用すること

確定申告期には暗証番号ロックのご相談が急増します。とりわけ署名用電子証明書は使用頻度が低く、失念しがちです。窓口へ出向

かずに対応できる仕組みが整っていますので、事前確認と早めの対応をお勧めします。電子申告を円滑に進めるための一助としてご利用ください。



国会審議の新たな試み？ — 社会保障と税の議論の行方

2月8日投開票の衆議院選挙を経て、2月18日から第221回国会（特別会）が開会しました。新たな議席構成のもとでの国会論戦が始まっています。

今回、特に注目されているのが、与党が選挙公約に掲げた「飲食料品の消費税ゼロ税率（2年間限定）」や「給付付税額控除」の導入などを含む、社会保障と税の一体改革の在り方です。これらを幅広く検討する場として、超党派による「社会保障国民会議」が2月26日からスタートしました。

中道系や国民民主党が当面の参加を見送る中、消費税減税よりも社会保険料負担の軽減を重視する立場を掲げる「チームみらい」が参加した点は、政策論争の軸が必ずしも単純な「減税か否か」ではないことを示しており、個人的にも興味深く感じています。

消費税率の議論と社会保険料負担の議論は、いずれも家計・企業活動に直結するテーマであり、財源論と不可分です。単なるスローガンではなく、制度全体を見渡した設計が求められます。

従来、法案の多くは政府・与党が原案を作成し、国会で審議されるという流れが一般的でした。しかしその構図では、与党側は原案を守ろうとし、野党側は問題点を鋭く指摘することで存在感を示すという力学が働きがちで、必ずしも「より良い制度へ修正する」という方向に十分なエネルギーが注がれてこなかった側面も否定できません。

その意味で、法案提出前の段階から立場の異なる政党が議論に加わるという今回の試みは、国会軽視との批判がある一方で、建設的な政策形成に向けた一つの実験ともいえます。意見の相違を前提としつつも、最大公約数を探り、国民生活にとって現実的かつ持続可能な制度設計を目指す——その過程こそが、本来の意味での政策論争なのではないでしょうか。

政府・与党側も、参加する野党側も、自らの主張に固執するのではなく、本当に合理的で実効性のある部分は積極的に取り入れ、同時に多くの国民が抱く懸念にも丁寧に向き合う姿勢が求められます。消費税の扱い一つをとっても、税収、社会保障財源、事業者負担、価格転嫁、逆進性対策など、論点は多岐にわたります。単年度の景気対策にとどまらず、中長期的な財政の持続可能性との整合性も不可欠です。

今回の「社会保障国民会議」が、単なるパフォーマンスに終わることなく、今後の国会審議の在り方や、政府・与党における法案形成プロセスそのものに一石を投じる契機となることを期待したいと思います。税と社会保障は、国民一人ひとりの生活と直結する基盤

です。だからこそ、丁寧で実質的な議論が積み重ねられることを願ってやみません。

※ なぜ「バットマン」なのかについては、当事務所の Web サイト「バットマンの暮らしと税の徒然日記」にてご紹介しています。

Web サイト：<https://uetake-tax.com>

【令和8年3月の主な税務手続】

3月は確定申告の最終盤にあたる重要な時期です。

提出期限が集中しますので、早めの確認をお勧めします。

① 所得税・復興特別所得税の確定申告

【提出・納付期限：3月16日】

※ 振替納税を利用する場合は、事前の届出が必要です。

② 消費税及び地方消費税の確定申告

【提出・納付期限：3月31日】

※ 令和5年の課税売上高1,000万円超の方、課税選択者、インボイス登録事業者など

③ 贈与税の申告

【提出・納付期限：3月16日】

④ 青色申告承認申請書の提出

【原則3月15日（本年は16日）】

※1月16日以後開業の場合は開業日から2か月以内

⑤ 法人関係（3月決算法人）

決算整理・棚卸・消費税区分確認・防衛特別法人税の検討など、5月申告に向けた準備開始の時期です。

事務所からひとこと

今年は、3月15日が日曜日となるため、左記①、③及び④の期限が、いずれも3月16日(月)となりますので、ご注意ください。

いずれにしても期限後とならないように早め早めのご対応をお願いします。